第3回　鳥取県コロナに打ち克つ
新しい県民生活推進会議

日時：令和2年8月31日（月）　午後3時15分～4時15分

場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）ほか

次第：（1）知事あいさつ

（2）県内の新型コロナウイルス感染症の現状

（3）県の取組状況

（4）意見交換

国内における感染者数

国内における感染者数
(8/26現在)

63，752人（47都道府県）

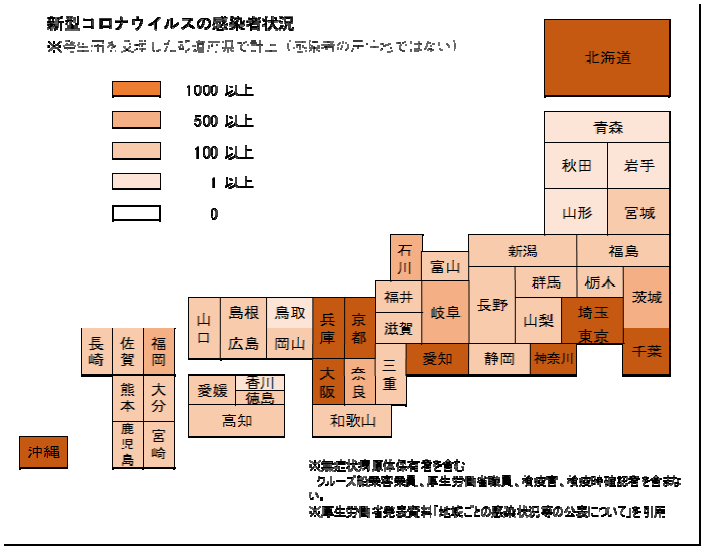

※図、グラフは、8/26現在の本県独自の集計により作成

本県における現状

〇感染者数　22名　　※入院中：0名（8/31現在）

〇PCR検査件数（8/30現在）　4,537 件

〇発熱・帰国者・接触者相談センターへの相談件数（8/30現在）
19,200 件（鳥取市：8,504件、中部：2,654件、西部：8,042件）

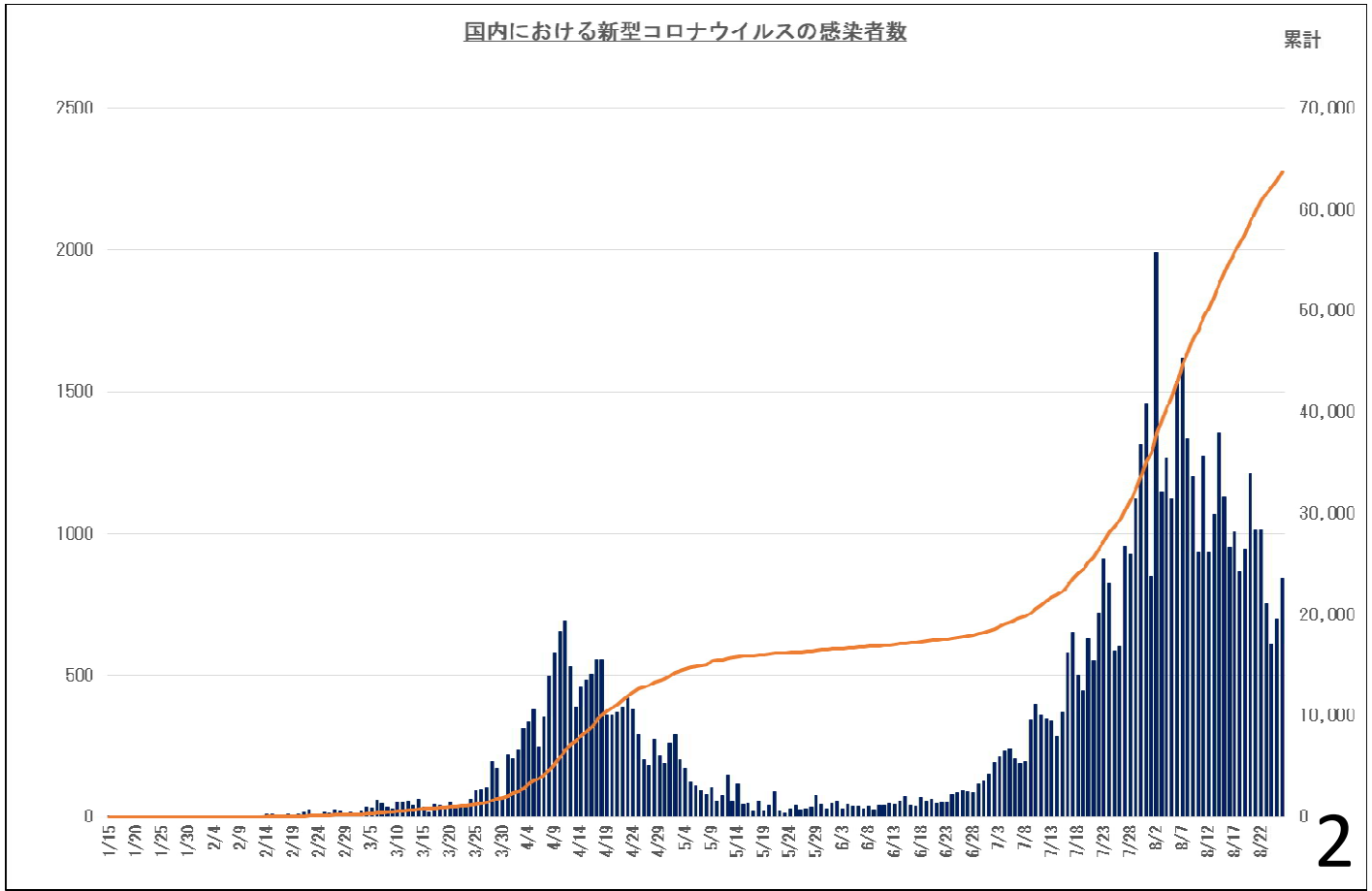

鳥取県版新型コロナ警報

地域	発令区分	発令期間
西部地区	注意報	９月２日まで

※発令期間は状況に応じ延長

●西部地区に鳥取県版新型コロナ警報「注意報」を発令中

＜感染防止対策の徹底、検査・医療体制の強化＞

- 今後クラスターが発生した場合、当該箇所の活動制限等について検討
- 保健所機能の強化（積極的疫学調査、発熱・帰国者・接触者相談センター窓口）
- 医療提供体制に関する各種データの積極的公開
- 医療・福祉施設の感染防止対策の確認

次の感染の波に備えた病床確保計画

- 医療機関との調整の結果、当初計画を上回る病床を確保

【患者推計】

対象者	国標準	県推計
療養者	170人	393人
入院患者	118人	276人
重症者	17人	40人

【病床確保計画】 ※（ ）内は重症者用病床数

フェーズ	当初計画	調整後
1	100床（12床）	152床（40床）
2	200床（30床）	213床（44床）
3	300床（40床）	313床（47床）

- 患者やその家族の負担や不安を考慮し、圏域ごとに宿泊療養施設を確保

＜患者推計上の宿泊療養者ピーク＞ 117人

＜当初計画＞ 100～200室 ⇒ ＜調整後＞ 計３４０室（圏域ごとに設置）

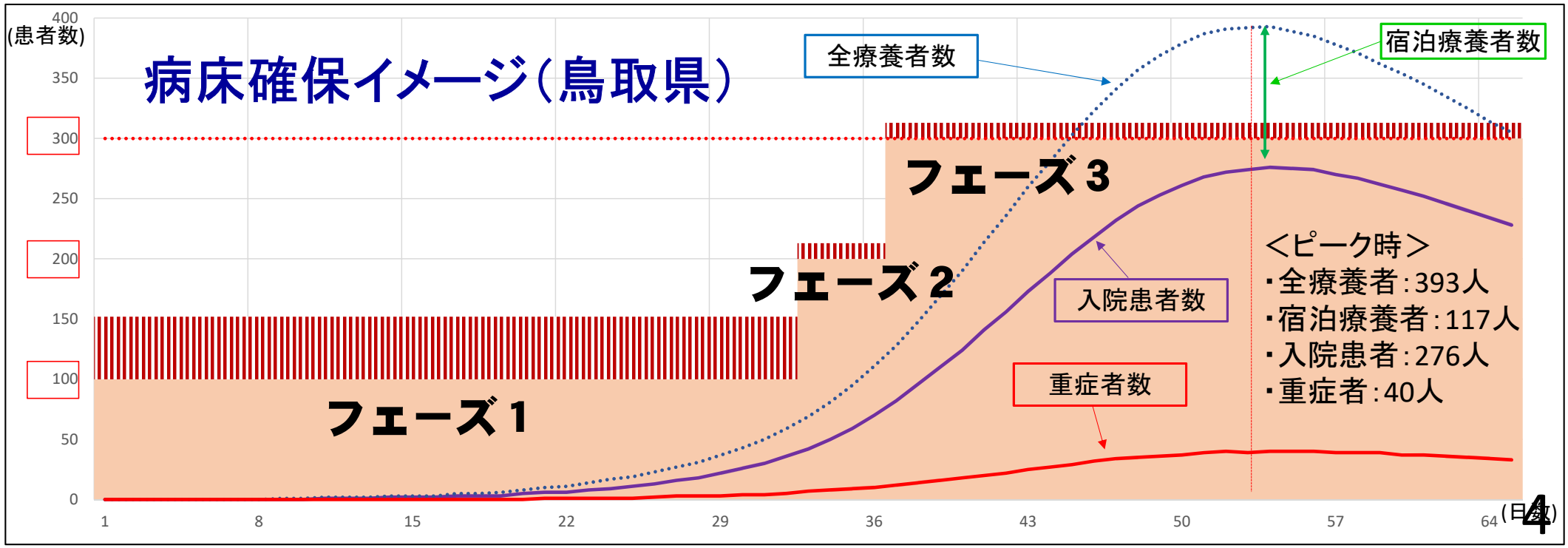

分科会提言の指標と鳥取県の状況

8月27日現在の直近1週間は8/20-26で計算

指標				鳥取県 8月27日現在	ステージⅢ(※) の指標目安
医療提供体制等の負荷	(1) 病 床 の ひっ迫具合	病床全体	現時点確保病床占有率	2% (3/152床)	25%以上
			最大確保病床占有率	1% (3/313床)	20%以上
		うち重症者用病床	現時点確保病床占有率	0% (0/40床)	25%以上
			最大確保病床占有率	0% (0/47床)	20%以上
	(2) 療養者数(対人口10万人) ※県人口55.6万人で計算			0.5人 (実数3人)	15人以上
監視体制	(3) 検査陽性率(直近1週間)			0.2% (1/496人)	10%以上
感染状況	(4) 陽性者数(対人口10万人/週)			0.2人 (実数1人)	15人以上
	(5) 陽性者数の直近1週間と前週の比較			多い (1人:0人)	多い
	(6) 感染経路不明割合(直近1週間)			100% (1/1人)	50%以上

※ステージⅢ:感染者急増段階(感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階)

鳥取型「新しい生活様式」の取組

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（抜粋）
令和２年３月28日（令和２年５月25日変更）

- 「新しい生活様式」が社会経済に定着することが、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく際の前提
- 「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続がその基本

⇒「新型コロナ克服３か条」の実践

- 併せて、事業者において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインを実践することが必要

⇒業種別ガイドラインの遵守、「協賛店」「認証事業所」制度の活用

全国規模の事業者団体が作成したガイドライン

全国規模の各種事業者団体が主体となり国の省庁の監修のもと、各業種で想定されるサービス等の場面ごとに発生するおそれがある感染リスクへの対策例を作成しています。

作成団体とガイドラインの例

- 公益財団法人日本スポーツ協会 等
  スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン
- 日本小売業協会
  小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン
- 全国商店街振興組合連合会
  商店街における感染症防止対策に向けた基本的な方針
- 一般社団法人日本経済団体連合会
  製造事業所における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
  オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
- 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
  ビルメンテナンス業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

詳細は内閣官房新型コロナウイルス感染症対策のページに掲載
https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf

鳥取県版新型コロナウイルス対策ガイドライン（例）

感染予防に努めながら営業を継続するため、営業者が実施するサービス等の場面ごとに発生するおそれがある感染リスクへの対策例を整理しています

区分	対策例
飲食店 宿泊施設 接待を伴う飲食店 理容所・美容所 クリーニング取次所 公衆浴場 スポーツジム ライブハウス 観光土産品販売店 公演イベント スポーツイベント 販売促進イベント	• 従事前に従業員の体調確認、体調不良者は勤務しない。 • 十分な換気、来客同士や従業員との間隔を確保するなど、「三つの密」対策を行う。 • 来店時にお客様の体調確認を行い、発熱や咳、咽頭痛などの症状のあるお客様の入店はお断りする。 • お客様には、原則マスクを着用してもらう。 • 感染予防のためサービス内容の変更・中止を検討する。 • お客様への買物エチケットの呼びかけ、協力依頼、理解促進（発熱等の症状があるときは入店を自粛、店内でマスク着用、接客対応やサービス水準が従来とは異なることもあること）

ガイドラインに従った対策例

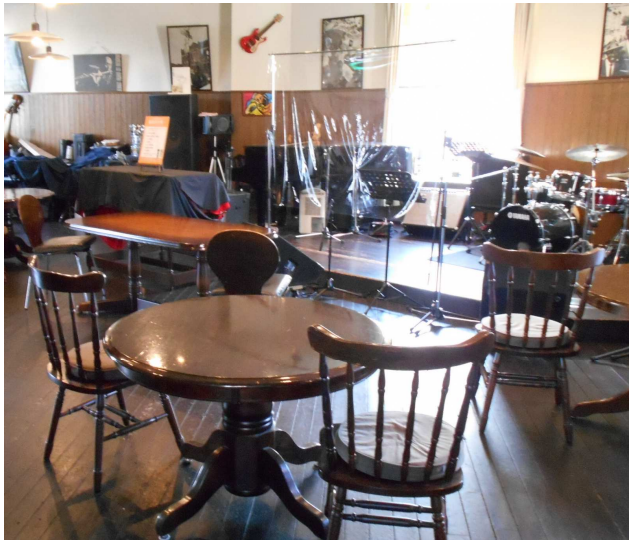

座席の間隔を広げ、ステージ前に
ビニールのカーテンを設置

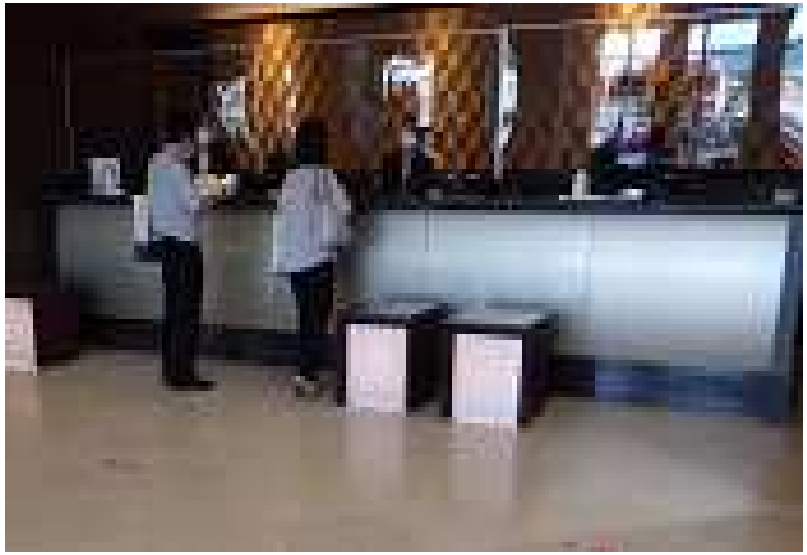

フロントに仕切りを設置

座席の間隔を広げ、正面を避けた配置に

消毒薬の設置

「新型コロナ対策認証事業所」の普及拡大

＜制度の概要＞

ガイドラインに沿った確実な感染予防対策を実施する事業所の認証制度

- 事業者は事業所内の新型コロナウイルス感染予防対策の手順書を業種別の新型コロナ感染予防対策ガイドライン等に従い作成し、従業員に周知・実行する
- 上記のような新型コロナウイルス感染予防対策を徹底している事業所を業界団体等が推薦
- 県は手順書や現地の状況について審査するとともに、実施内容について専門家の意見を踏まえて認証する

＜「新型コロナ対策認証事業所」の普及拡大＞

①「新型コロナウイルス感染予防対策協賛店」及び事業者団体へ認証制度を周知

・すべての協賛店へ認証制度のチラシを送付（9月末まで）

・商工会、生活衛生営業同業者組合等の事業者団体へ認証候補施設の推薦を依頼（8月28日依頼済）

② 各事業所における感染対策の手順書作成を支援

・事業所を訪問し、実施中の感染予防対策を聞き取り、事業所の構造にあわせた感染予防対策の助言を行い、事業所の手順書に反映させる

③ 認証事務及び事業所支援のため、部局を超えた応援の体制を構築

・9月から応援体制を強化し、「認証事業所拡大チーム」として活動開始

④ 県ホームページ等により、認証制度及び認証事業所を県民及び協賛店等に周知

「新型コロナ対策認証事業所」の認証までの流れ

①各事業所が原則として「ガイドライン」に基づく全ての感染対策を実施
感染対策の内容を手順書として作成して実践

（県の支援）実施中の感染予防対策を聞き取り、事業所の実態にあわせた
感染予防対策の助言を行い、事業所の手順書作成を支援する

②関係団体から推薦
（組合などに所属していない場合は県や市町村などに相談）
必要なもの：推薦書、感染防止対策マニュアル、写真等

③県職員による書類審査、現地審査

④認証会議（感染症対策の専門家による助言）

⑤認証事業者として認証、公表

＜参考＞

区分	選定方法	県の認定	取組項目
認証店	他薦 (業界団体による推薦)	有	原則としてガイドラインの全ての項目を適用し、具体的な対策を明記した対策の手順書を独自に策定の上、実際に運用
協賛店	自薦 (登録のみ)	無	チェックリスト16項目の中から取り組む対策を届け出て運用

「安心観光・飲食エリア」の協定について

- 新型コロナウイルス感染拡大予防対策を徹底する意向のある県内観光地・飲食店街の団体と県・市町村が「安心観光・飲食エリア協定」を締結。
- 団体自らが、エリア内の事業者において感染拡大予防対策が徹底できていると判断した後、「安心観光・飲食エリア」を宣言。（原則、エリア内の事業者全てが協賛店の届出又は認証事業所を取得した場合）
- 宣言後、団体はエリア内の事業者を2週間ごとに点検し、県と市町村も1ケ月ごとに確認。
- 団体がエリア内事業者に認証事業所の認証取得を働きかけ、県は認証取得の支援を行う。

地域の観光・飲食団体

〇エリア内事業所の感染拡大予防対策を徹底
- 協賛店・認証事業所制度の推進
- エリア内事業所の感染予防対策の定期的な点検
- 利用者への予防対策の呼びかけ
- クラスター対策等に関する条例への積極的な協力　等

市町村

- 県と連携した定期的な感染拡大予防対策の確認　等

県

- 団体が実施する感染拡大予防対策や認証取得の支援
- 市町村と連携した定期的な感染拡大予防対策の確認　等

三者連携による安心して観光や飲食を満喫できるエリアの創出

「鳥取砂丘エリア」・「大山寺エリア」の安心観光・飲食エリアに関する協定締結について

● 8月31日、「鳥取砂丘エリア」及び「大山寺エリア」の関係団体、地元市町村と県で「安心観光・飲食エリア協定」を締結。今後、各エリアで「安心観光・飲食エリア宣言」に向けて、徹底した感染拡大予防対策に取り組んでいく。

（令和2年8月31日現在）

項目	鳥取砂丘エリア	大山寺エリア
実施団体	鳥取大砂丘観光協会 鳥取砂丘アクティビティ協会	一般社団法人大山観光局 大山旅館組合
参画事業者数	23事業者	31事業者
うち協賛店登録事業者数 （認証取得事業者数）	12事業者 （0）	19事業者 （0）
宣言に向けた団体の主な取組み	・鳥取砂丘エリア独自のガイドラインを策定し実践 ・エリア内全事業者の協賛店又は認証店の登録を推進 ※砂の美術館については、現在、認証店を目指しているところ 	・エリア内全事業者の協賛店又は認証店の登録を推進（県も協力して制度説明会を実施） ・スキー場運営事業者は冬季開設時までに参画予定

感染が急拡大する「クラスター」

この感染症は、クラスターを形成することで感染拡大。特に感染初期ではクラスターを制御できれば、感染拡大を一定程度制御できる。

新型コロナウイルス感染症の伝播の特徴

○インフルエンザ（2009年H1N1）の場合

⇒１人の患者が複数名に感染させる。

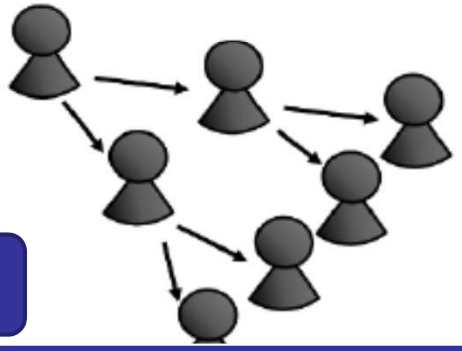

○新型コロナウイルスの場合

⇒ 重症・軽症にかかわらず、感染者（図：　）の５人に４人（約80%）は他の人に感染させない。

残りの１人（約20%）の感染者が他の人に感染させるが、稀に多くの人に感染させる感染者（図：　）が発生。

このため、クラスター感染（集団感染）が発生。

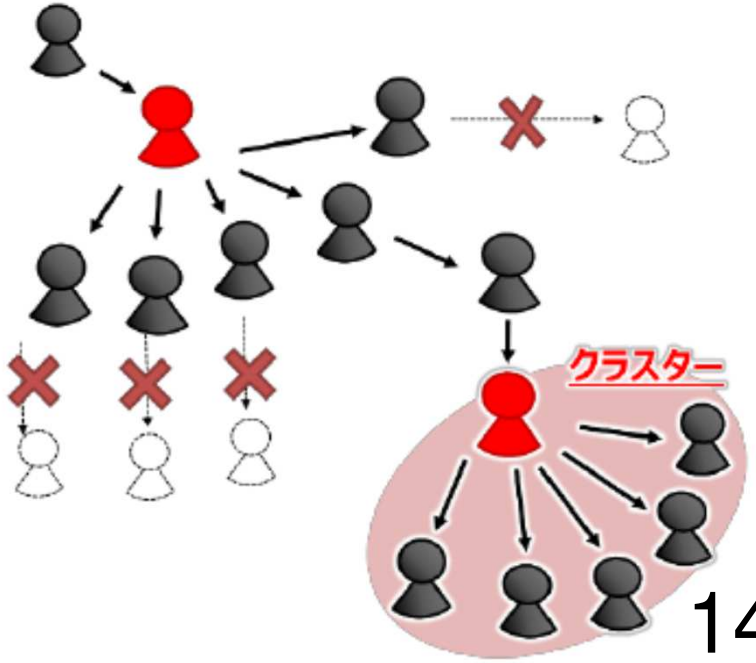

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」
（2020/5/29新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

全国におけるクラスター発生事例（R2.6.23全国知事会WT集計）

施設区分	件数	備考
医療機関	84	病院(79)、診療所(5)
社会福祉施設	62	高齢者施設(48)、児童施設(8)、障がい者施設(6)
飲食店等	41	キャバレー等(14)、ナイトクラブ等(2)、バー・酒場等(5)、ライブハウス等(6)、その他(14)
運動施設等	4	スポーツジム、運動教室等
学校・企業	39	学校・教育施設(4)、企業等(35)
その他	8	イベント会場、合唱団、会議室・家庭内、美容院等
合計	238	

施行期日　令和2年9月1日
（一部は8月27日から施行）

～新型コロナウイルス感染症を県民一丸となって克服するために～

鳥取県新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例

新型コロナウイルスは、特に「三密」の環境などで一度に多数の人への感染を引き起こす「クラスター」が発生することで爆発的に拡大するという特性があります。

ひとたびクラスターが発生すると、一気に感染の大きな波に飲み込まれてしまいかねず、高齢化が進んでいる本県では重症化の危険が急激に高まります。クラスターをいち早く封じ込めるには、施設等の使用を直ちに停止し、利用者等の検査を速やかに実施するために施設名等を公表することが必要となりますが、現行の関連法令だけでは十分な措置を講じることができないため、本県独自の条例を制定し、機動的に対応することにより、県民の生命及び健康を保護し、県民の生活を守ることとしたものです。

県民一丸となって新型コロナウイルス感染症の克服に取り組みましょう。

県民、事業者、県及び市町村の役割

- 県や市町村は、県民及び事業者の取組みを支援するとともに、必要な情報提供や啓発活動を行います。
- 県民及び事業者には、感染予防対策の実施、クラスター発生時の感染拡大防止対策へのご協力をお願いします。また、感染防止に取り組む施設等を積極的に利用しましょう。

～クラスターが発生したら～

- クラスターによる感染拡大を防止するため、事業者のかたは、直ちに施設・店舗等の使用を停止し、保健所の指導に従って消毒等を行ってください。

消毒等の対応を取るために最低限必要な期間、使用停止していただくものです。

- 他者の故意による場合や事業者が予防対策を適切に講じていたにもかかわらずクラスターが発生した場合は、県から協力金を給付します。

- 県は必要に応じて施設名等を公表します。（利用者全員にお知らせできるときは公表は行いません。）

施設名等の公表は、利用者にクラスター発生をいち早く知ってもらい、速やかにPCR検査を受けていただくことを目的としており、決して罰則のような趣旨ではありません。

- もし事業者が自主的に適切な措置を講じないときは、県は施設等の使用停止の勧告を行います。

この勧告は罰則ではなく、クラスター発生による感染拡大の遮断を目的としています。緊急事態宣言時、他県では実際に感染が発生していないにもかかわらず長期間に渡って業種全体の営業停止を要請する例もありましたが、この条例は、クラスターが発生した施設等に限定した最小限度のお願いとしています。

人権尊重

- 患者やその家族、医療従事者を応援し、一丸となってまん延防止を図りましょう。
- 感染者や施設等への誹謗中傷、差別的な言動、プライバシーの侵害は許されません。

感染防止対策等の周知

事業者及び関係団体向けに、クラスター対策条例を含め、今後の感染防止対策や各種支援制度に関する説明会を開催し、一丸となった取組への協力を要請

◆ 商工団体等

各商工会議所、県商工会、県中小企業団体中央会、県内金融機関等

＜日程＞

【東部】8月31日（月）午前10時～　鳥取商工会議所

【中部】8月31日（月）午後1時～　倉吉商工会議所

【西部】8月31日（月）午後3時30分～　米子商工会議所

◆ 飲食衛生、宿泊業関係

県飲食生活衛生同業組合、県食品衛生協会、県旅館ホテル生活衛生同業組合の各会員、県生活衛生営業指導センター

＜日程＞

【東部】9月3日（木）午後3時～　県庁講堂

【中部】9月4日（金）午後2時30分～　倉吉体育文化会館

【西部】9月4日（金）午前10時～　米子コンベンションセンター

とっとり新型コロナ対策安心登録システム

＜　今までの大規模イベント　＞

会場

・名簿用紙に参加者が氏名、電話等を記載
※手書きなので手間と時間がかかる
→受付で行列も

主催者　名簿を保管

＜WITHコロナ時代は、大規模イベントの連絡先をスマートに管理＞

会場

①参加者は会場内のQRコードをスマホのカメラで読み取り、登録画面を呼び出し、メールアドレスを入力し登録完了
②LINEアプリからQRコードを読み取り登録完了

・登録できない人は、主催者で名簿作成、管理

県　システム内にメアド等のデータ保管

参加者の中から陽性者が判明

保健所等 → 連絡 → 主催者 → 電話等で連絡 → 参加者

※1件ずつ連絡するので、時間がかかる

県 → システムから連絡対象のメアド検索・対象設定 → メッセージ送信 → 参加者

県 → 連絡 → 主催者 → 名簿により連絡 → 参加者

※②のLINEを活用したシステムは現在準備中

新型コロナからみんなを守る鳥取県民宣言

私たちが闘う相手は、新型コロナという「ウイルス」であって、「人間」ではありません。

私たち鳥取県民には、お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会を実現する責務があります。

ひとりも取り残されず、誰もが安心して医療を受けられる地域環境を整え、みんな人間として、命も健康も、そして平穏な暮らしも、鳥取県民の優しい心と堅い絆で守り抜きます。

〇患者・家族など新型コロナウイルスと闘う方々に対する 差別的扱いや誹謗中傷は、絶対に許しません！

〇医療従事者をはじめ、新型コロナ治療や社会機能維持のため頑張る方々に感謝し、応援します！

〇県外ナンバーなど県外から来られる方々を非難したり、傷つける行為をせず、お互いに尊重し合います！

令和2年8月8日

鳥取県、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会、鳥取県市長会、鳥取県町村会

新型コロナウイルスに関する誹謗中傷等の被害者支援（鳥取県人権尊重の社会づくり相談ネットワーク）

県　民
（被害者等）

ワンストップ相談

人権相談窓口　（３箇所）

○相談支援（助言・情報提供、専門相談機関紹介、関係機関への伝達・同行、関係者への説明・助言、その他必要な支援）
○専門相談員による相談調整
○関係機関への協力要請

【東部】県庁人権局　（電話　0857－26－7677）
【中部】中部総合事務所地域振興局　（電話　0858－23－3270）
【西部】西部総合事務所地域振興局　（電話　0859－31－9649）

誹謗中傷書込み画像等の提供依頼

保有する画像等の提供

訴訟等支援

情報共有

通報等

専門相談

専門相談員
（弁護士、臨床心理士等）

誹謗中傷その他不当な差別行為、個人情報拡散等への迅速な対応

連携

支援

弁護士会

警　察

広報課
ネットサーベイランスチーム

○デマ情報・フェイクニュース等の早期発見
○裏付け等確認、正確な事実や啓発メッセージ発信
○誹謗中傷等の記録（画像等）の保存

県警、弁護士会、法務局との連携強化

国、県、市町村、民間団体等
（各種相談支援機関）

感染拡大防止・クラスター対策と医療提供体制の支援

8月補正予算の概要

○新型コロナウイルス感染拡大予防対策推進事業（３１０，０００千円）

→ 事業継続のための鳥取県版新型コロナウイルス感染拡大予防対策例や業界のガイドラインを基に、事業者が感染予防対策に取り組む経費に対して助成するとともに、クラスター対策等に取り組む。

○新型コロナウイルス克服県民運動推進事業（３，０００千円）

→ 新型コロナウイルス感染者やその家族、医療従事者等に対する誹謗中傷防止などの普及啓発等を行う。

○社会福祉施設クラスター対策等事業（１７，５００千円）

→ 社会福祉施設が行うクラスター対策等に対して助成する。

○県立学校寮及び部活動における新型コロナウイルス対策強化事業（１４，２００千円）

→ 「学校寮における感染対策ガイドライン」及び「部活動における感染対策ガイドライン」に沿った感染防止対策を行う。

○私立中学校・高等学校の学校寮及び部活動における新型コロナウイルス対策強化事業（７，３００千円）

→ 「学校寮における感染対策ガイドライン」及び「部活動における感染対策ガイドライン」に沿った対策に対して支援する。

○私立専修学校の感染症対策・学習保障等に係る支援事業（７，２５０千円）

→ 私立専修学校が実施する感染予防対策や学習保障に必要な経費について支援する。

○企業内感染症防止対策緊急支援事業（１２０，０００千円）

→ 県内中小企業等が事業所内で行う感染防止対策や新しい生活様式に対応したビジネス手法への転換に必要な経費について助成する。

○医療環境整備等事業（４，６１３，８２１千円）

→ 新型コロナウイルス感染症重点医療機関等における高度医療提供のための施設整備や抗原検査機等の導入、空床確保の支援等。

○徹底した感染拡大予防対策による安心創出事業（３，０００千円）

→ 認証事業所認証制度、安心観光・飲食エリアの普及拡大などに要する経費。

関西・クラスター撲滅宣言

～集団感染を封じ込め、高齢者等の命を守る～

高齢者等の皆様、高齢者等と接する皆様へ

- 高齢者、基礎疾患のある方は、人混みや感染多発地域への外出を控えよう！
- 発熱、息苦しさ、倦怠感、味覚・嗅覚障害などの症状のある方は、保健所に相談し、検査を早く受けよう！
- 高齢者と日常的に接する方は、高齢者に感染させない意識をもって、日常生活の様々な行動に気をつけよう！

医療機関、社会福祉施設関係者の皆様へ

- 施設や福祉サービスにおいては、コロナウイルスを持ち込むことのないよう、細心の注意を払おう！
- 少しでも健康の不安がある職員には、直ちに受診・検査を促そう！
- 直接面会をなるべく控え、リモート面会等に切り替えよう！

事業者の皆様へ

- 感染防止ガイドラインを順守して、感染拡大防止に最善を尽くそう！
  酒類の提供を行う飲食店や歌唱を伴う飲食店など、感染リスクの高い店舗等は、特に対策を徹底しよう！
- 従業員等の発熱などのチェックをし、症状がある場合は仕事に従事させず、受診を勧めよう！
- ３密になりやすい職場での会議を避け、在宅勤務（テレワーク）や分散出勤、サテライトオフィスの取組を定着させよう！

学校関係者の皆様へ

- 寮や部活動では感染防止対策を徹底しよう！
- 生徒、学生への意識啓発を徹底しよう！

クラスターが発生した場合は

- 府県市や保健所の行う封じ込め対策に、みんなで協力しよう！
- 患者、医療・福祉関係者、お店などへの誹謗中傷や差別などは絶対にやめよう！
  頑張っておられる方には感謝の気持ちをもって応援しよう！

関西広域連合
UNION OF KANSAI GOVERNMENTS